

「移動支援サービス」重要事項説明書

1. 事業者

事業者名称	株式会社成活		
代表者氏名	鈴木 友望		
本社所在地	川崎市高津区久末84-10		
連絡先及び電話番号等	044-797-2778	FAX.	044-750-0228
法人設立年月日	2022年9月28日		

2. 事業所の概要

事業所の種類	訪問介護事業所		
介護保険指定番号	1475303572		
事業所の名称	ケアサポート成活		
事業所の所在地	川崎市高津区久末84-10		
電話番号	044-797-2778	FAX.	044-750-0228
管理者氏名	鈴木 友望（兼任）		
事業所の運営方針について	当事業所の訪問介護事業所は、障害者総合支援法及び厚生省令の人員、設備及び運営基準に則して事業を運営し、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、専門職として自覚と責任を持ち、利用者の立場になり愛情を持って支援に努め、生活全般にわたる援助を行います。		
開設年月	2022年9月1日		
主たる対象者	介護保険受給者		

3. 事業実施地域

川崎市	高津区・宮前区	横浜市	鶴見区
-----	---------	-----	-----

4. 営業時間

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日・年末年始12/29～1/3を除く）
営業時間	9時～18時
サービス提供時間	年中無休

5. 職員の体制

〈主な職員の配置〉※職員の配置については指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準	職務の内容
・ 事業所長（管理者）	1名			1名	管理業務等
・ サービス提供責任者（兼務）	2名				
・ 居宅介護従事者（ホームヘルパー）	4.5名	6名		2.5名	介護職全般

6. 提供するサービス内容

※ 宗教活動・営業活動等の経済活動にかかわる外出など通年かつ連日長期にわたる移動支援は致しません。

- ① 外出に関する移動支援サービスを提供します。
- ② 移動の支援には、外出前後及び外出中の簡易な代筆及び代読を含みます。
- ③ 外出の範囲は、社会通念上適当でない外出を除き、1日の範囲内で用務を終えるものです。

7. ヘルパーの禁止行為

- イ. 利用者に対する票力・頤言等の虐待行為
- ロ. 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（緊急やむを得ない場合はご家族に同意書をいただきその範囲内でおこないます）
- ハ. 利用者の同居家族に対するサービス
- ニ. 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（庭の手入れやペットの世話等）
- ホ. 居宅介護における外出や単なる見守りのサービス

8. 利用料金

- ① 利用料
サービスに要した費用の1割です。
月額負担上限額については、各区市町村長が定めた額となります。
- ② サービス利用にかかる実費負担額
サービス提供に要する下記費用は、障害者総合支援法に基づく介護給付の対象ではありませんので、実費を頂きます。

項目	説明
① 車両使用料	本事業所所有者の利用を希望される場合は、自費のサービスとなります。
② ヘルパー交通費	通常の事業実地以外の地区にお住まいの方で、本事業所のサービスを利用される場合は、ヘルパーが訪問するための交通費をお支払いいただきます。
③ ヘルパー入場料	業務上必要な入場料・利用料については実費をお支払いいただきます。また、食事が目的の外出の場合には食事代を含みます。

- ③ ご利用中止、変更について
 - イ. ご利用予定日の前日18時までなら、ご利用者のご都合により居宅介護計画で定められたサービスの利用を中止又は変更することができます。
 - ロ. サービスの変更・追加は、ヘルパーの稼働状況により、ご利用者が希望する時間にサービスが提供できないことがあります。その場合、利用可能日時をご利用者に提示する他、必要な調整を致します。
 - ハ. 利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

ご利用前日18:00までにご連絡がなかった場合	
45分未満のサービス 1,000円	45分以上のサービス 2,000円

※ 但し、サービス提供直前に利用者の容態の急変や入院等の場合はキャンセル料は請求いたしません。

- ④ ご利用者負担額及び実費負担額のお支払方法
前記の料金・費用は1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので以下のいずれかの方法でお支払いください。

イ. 当事業所事務所での現金支払い

ロ. 下記指定口座への入金

横浜信用金庫 千年支店 普通) 0174342
合同会社成活「ド」セイカツ」

9. サービスの利用方法

- ① サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当社職員がお伺いいたします。

契約を締結しただのち、サービスの提供を開始します。

- ② サービスの終了

利用者の都合でサービスを終了する場合、

文書でお申し出くだされば、いつでも解約できます。

- ③ 当社の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事清により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

10. 契約の自動終了

以下の場合、双方の通知の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所された場合

(特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設等)

- ② 移動支援支給期間が終了し、その後支給決定がない場合

(所定の期間の経過をもって終了します)

- ③ 利用者が被保険者資格を喪失した場合

11. サービスの利用に当たって留意いただきたい事項

ご利用者又はご家族から、サービス直前の私用によるキャンセル、時間変更、短縮等が続きますとヘルパー派遣が困難となる場合があります。

13. 事故対応

- ① 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区町村、各関係機関、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

- ② 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった対応について記録し、その完結日から5年間保存する。

- ③ 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

14. 虐待防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために下記の対策を講じます。

- ① 利用者の人権を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待防止に彩要な措置を講じるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに防止策を講じ、区市町村へ報告します。

- ② 虐待防止のための指針を整備します。

- ③ 訪問介護員に対し、虐待防止のための研修を定期的に行います。
- ④ 虐待防止に関する責任者の選定を行います。
虐待防止【虐待防止に関する責任者】
受付担当： 管理者 鈴木 友望

15. 業務継続計画について

事業所は、感染症や自然災害の発生時において、利用者に対する支援を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務を図るための計画を策定し、当該継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じる。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策委員会を1年に1回開催します。
- ② 事業所における感染症及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 訪問介護員に対し、感染症及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

17. ハラスメントについて

より良い介護を実施するために、職員及び介護現場におけるハラスメントを防止するために、本指針を定めます。利用者・家族から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族へのハラスメントの両方をさします。

- ① 身体的暴力（回避したため危害を免れたケースを含む）
例：ものを投げる、叩かれる、蹴られる等
- ② 精神的暴力
（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
例：大声を出す、理不尽な要求をする
- ③ セクシャルハラスメント
（意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為）
【ハラスメント防止責任者】
受付担当： 管理者 鈴木 友望

18. 秘密の保持

- ① 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に洩らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ② 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の固人情報を用いません。
- ③ 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

19 本事業所ご利用相談・苦情窓口・虐待窓口

① お客様相談・苦情窓口

受付担当者 鈴木 友望

責任者 鈴木 友望

受付時間 月曜日～金曜日 9:00 ～ 18:00

電話番号 044-797-2778

FAX番号 044-750-0228 (24時間受付)

携帯電話 (24時間受付)

② 当事業所以外に、区市町村の相談窓口、東京都社会福祉協議会に苦情を伝えることができます。

健康福祉局 障害企画課 045-671-3603

障害者施設指導課 044-200-0082

かながわ福祉サービス運営適正化委員会 045-317-2200

川崎市 虐待防止センター 044-200-0193

横浜市 障害者虐待防止センター 045-662-0355

21. 緊急時の対応

サービス提供中にご利用者の様態に急変があった場合は、主治医に連絡するなど必要な処置を講ずるほか、ご家族が不在の場合等、必要に応じて下記の緊急連絡先へ速やかに連絡します。

【主治医】

医療機関名	
住所	
電話番号	
ふりがな 主治医氏名	

【ご家族緊急連絡先】

ふりがな		続柄	
氏名			
住所			
自宅電話番号			
携帯電話番号			

